

静岡海区漁業調整委員会指示第7-1号

石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年5月13日

静岡海区漁業調整委員会 会長 高田 充 朗

1 まき網漁業

静岡県賀茂郡南伊豆町妻良旭山（通称二十六夜山）山頂正南の線と静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線との間の静岡県海面（以下「石廊沖漁場」という。）におけるまき網漁業の操業は、次により行わなければならない。

なお、本指示においては、日没から翌日の日の出までを1夜とする。

- (1) 6月については、各船とも同日操業で、6月1日、6月3日から6月5日まで、6月17日から6月19日まで、6月21日、6月22日、6月24日から6月26日まで及び6月28日から6月30日までの15夜のうち3夜以内の操業とする。
- (2) 7月については、各船とも同日操業で、7月1日から7月3日まで、7月8日、7月17日、7月20日から7月24日まで、7月26日、7月27日及び7月29日から7月31日までの15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (3) 8月及び9月については、各船とも同日操業で、8月5日から8月7日まで、8月16日、8月17日、8月19日から8月21日まで、8月23日、8月24日、8月26日から28日まで、8月30日、8月31日、9月2日から9月4日まで、9月14日、9月16日から9月18日まで、9月20日、9月21日、9月23日から9月25日まで、9月27日、9月28日及び9月30日の30夜のうち9夜以内の操業とする。

ただし、6月、7月及び8月の操業期間中に操業の実績がなかった月がある場合は、9月10日、9月11日及び9月29日の3夜のうち2夜以内に限り操業できるものとする。

- (4) 6月から9月までの操業における揚網完了時刻は、午前3時までとする。
- (5) 6月から9月までの間操業する場合は、まき網漁業者代表は操業日ごとに、あらかじめ、当委員会及び静岡県沿岸一本釣漁業者協会事務局に通知しなければならない。

2 いか一本釣漁業

いか一本釣漁業は、石廊沖漁場において、1により行うまき網漁業の操業中及び当該操業終了後日の出までの間は、同漁場において操業してはならない。

3 漁獲成績報告書の提出

まき網漁業者及びいか一本釣漁業者は、静岡県沿岸一本釣漁業者協会を通じ、別に定めるところにより、各月ごとに、漁獲成績報告書をその翌月の15日までに当委員会に提出しなければならない。

4 指示の有効期間

令和7年6月1日から令和7年9月30日まで